

## 令和5年度第1回文化財保護委員会議事録

### 1. 日時・場所

令和5年9月5日（火） 午後2時～午後3時40分 知立市図書館 視聴覚室

### 2. 出席者

杉浦茂（委員長）、杉浦五一、鷹巣純、杉浦卓次、杉野丞、鬼頭秀明（以上委員）  
宇野教育長、寺田教育部長、河合課長、井上課長補佐、堀木田、中川、木全

### 3. 傍聴者

0名

### 4. 議題

- (1) 令和4年度事業報告について
- (2) 令和5年度事業計画（案）について
- (3) 埋蔵文化財「西中貝塚」について

### 5. 報告事項

- (1) 県指定天然記念物（植物）「知立の松並木」について

### 6. その他

- (1) ミニ企画展「どうみた家忠！一家康家臣の日記にみる戦国の世一」のお知らせ  
（開催期間 8/15～9/17）

### <議事内容>

#### 1. あいさつ

#### 2. 議題

##### 議題（1）令和4年度事業報告について【資料1】

委員長：それでは議題（1）令和4年度事業報告について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料1に基づき説明）

委員長：ご意見等ありますか。

（意見等なく委員全員承認）

##### 議題（2）令和5年度事業計画（案）について【資料2】

委員長：それでは議題（2）令和5年度事業計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料2に基づき説明）

委員長：ご意見等ありますか。

委員：資料館事業の実績と計画から展示事業と講座は基本的には連動させない方針ということでよろしいでしょうか。例えば、今年度事業計画では「どうみた家忠」の企画展は日記を見ながらそこから視野を広げようということですが、実物を見てその上で翻刻も出ているのですが、その翻刻から漏れているところなどがあった場合、文字が読めなかったりとかするのですが、そのようなタイミングで「古文書ってなんだろう？」という講座が立ち上がっていると連動して関心が結びついていくのではと思います。また、昨年度の、「よみがえる地下の知立展」という出土物の企画展ですが、来た人たちは土器づくり講座への関心と重なると思います。そういった連動性についてあまり考えないのでしょうか。出来ればいろいろな活動が相互に結びつき合わせるといふ連動性を持たせることで密度の高い活動となると思いますので今後少し検討して計画を立てていただければと思います。

事務局：今後の計画において参考にさせていただきます。

委員：なお、実施にあたっては特定のスタッフだけに負担がかからないようお願いいたします。

委員長：はじめての古文書講座の予算額が0円ですが、その説明をお願いします。

事務局：講座の講師を職員で行うため報償費等が要らないためです。

委員長：文化財保存事業の古城塚誘導サイン設置工事及び古城塚環境整備補助をする経緯はどのようなものですか。

事務局：古城塚付近に住宅が建設され入り口が分かりにくいことから案内看板を設置して欲しいという要望があり実施するものです。また、環境整備補助については、地元管理にあたっての掃除道具等について補助をするものです。

委員：事業実績報告において、活動状況をパワーポイント等活用して報告していただくのと各事業の実態が分かりやすいので今後そのようにお願いしたい。

委員：資料館運営事業の展示事業において、予算の額が昨年度と今年度とは大きく違いますがどのようなことでしょうか。

事務局：昨年度は決算額で今年度は予算額となっています。

委員：昨年度の予算額は1,834,000円ですか。

事務局：昨年度予算も同額でしたが、実績額が76万円余であったということです。

委員：せっかくいただいた予算ですので有効的に文化関係事業で使っていただきたいと思います。

委員長：他にご意見はどうでしょうか。

無いようですので、事務局はいただいた意見等を参考にしながら今後の事業に生かしていくということで、令和5年度事業計画（案）について承認してよろしいでしょうか。

（委員全員承認）

### 議題（3）埋蔵文化財「西中貝塚」について【資料3】

委員長：それでは議題（3）埋蔵文化財「西中貝塚」について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料3に基づき説明）

委員長：市の指定としての遺跡の価値について評価ということでご意見等をお願いします。

委員：価値が現に存在しているのか否か、もう一つが条例上定める価値に該当しているのかを確認する必要があるので指定時の指定調書を用意していただきたい。

（指定調書資料を追加配布）

事務局：文化財保護条例第2条第4項のとおり貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡であって、市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園その他の名勝地であって、市にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物であって、市にとって学術上価値の高いものというになっており、具体的なラインがあるわけではありませんが相対的に市の中で学術上、あるいは歴史上の価値が高いかどうかということで指定の可否が判断されます。イタビカズラに関しては地域の中で自生するという点において、市域の中では稀であるというような評価があり昭和44年の指定申請書の中でも、この地方としては珍しいと記載されています。また、新編知立市史の自然編の中においても、稀と評価されており、生育地、生育数ともにごく僅かに環境の変化によっては市内での絶滅危険がある種とするというような位置づけがなされています。また、西中貝塚については、昭和39年の申請書において、多数の貝、石器、土器等が出土している。また、付近の田の下から住宅跡が発見されており、弥生時代のものであろうというようなことが書かれております。実際、今回の確認調査でも弥生時代の遺物が出ています。

委員：この指標だけでは価値がなくなったとは認められないので指定解除できる案件には達していないと思います。

委員：調書の徴証、伝説、作者のところで見ると、付近の弥生式の遺跡との一体性のことを問題にして、そうした重要性を審査していて、今回の試掘でも弥生時代の中期の物が出てきていて、後期の遺跡でも遺物が出てきているということは、集落の発展の過程を考えようとする時には、連動する部分として双方とも重要である。また、その当時、知られていないものが新しく出土したわけですから指定事由についての要件が高まったと考えるべ

きかという気がします。試掘されていない箇所に同様な遺物が眠っていることが十分に想定できます。

委員長：他にどうでしょうか。

委員：イタビカズラについても、自生地域がここだけであるということになったのであれば、その希少性というものが高まってしまったということです。この地域の希少性が文化財指定の事由であるならば、価値はより高まってしまっている。現状ではどちらもそのようになってきていて、指定当時よりも価値としては増してはいるけど、減じてはいないと思います。

委員：新編知立市史の自然編でも稀という評価が高かったわけですから、そういう意味でまた価値観が出てきたということです。

委員長：保護条例の指定に関することで解除のことは第7条ですが、ここでの委員会とは文化財保護委員会ですか。それとも教育委員会ですか。

事務局：教育委員会です。文化財保護委員会につきましては、保護委員会という略称になっています。

委員長：保護委員会で評価をして、それを受けて教育委員会が協議して結論を出していくという流れですか。

事務局：そうなります。

委員長：評価に関して、ご意見をいただいておりますが、遺跡としてあるいは天然記念物としての価値は増していますが、減じてはいないという評価のご意見が出てますが、それでよろしいでしょうか？

委員：文化財指定のままなら土地所有者の方はどうしようもならないことですか。

事務局：所有者の方と協議をしていく必要性があります。例えば市の方でもできる限りのサポートなど、他市の指定文化財に関しても、サポートを行っているものもありますので、相手方が望んでいる気持ちを確認して、市がどういったことができるかという話を詰めていければと考えています。

委員：所有者が次々と変わっていった場合は初めの指定の時は、認めていたけれどということが起きるわけですか。

委員：条例第9条では所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者の権利義務を継承することになっています。指定されたものを譲り受ける場合には、権利とともに義務を継承することになっています。指定文化財の継承をした以上は縛りの中に所有者は存在してるということです。ただし罰則規定はありません。

委員：ありがとうございました。

委員：第8条では権利義務として市指定文化財所有者はこの条例に基づいて処理する規則及び委員会の指示に従い市指定文化財を管理しなければならないとなっております。基本的には開発行為を行ってはいけないということです。

委員：所有者は、指定をされてるところの解除を自分勝手にできないとすると、行政側に40年前から指定しているのだから、それに対する保護をしていくような施策を持っているのかと言われるのではないですか。個人の土地ですので、市としてのビジョンがある程度あって市としての対応の方向性が定まっていれば説得ができますが、それもなしにどう対応されるのでしょうか。

事務局：所有者の方と話をさせていただきにあたりまして、文化財保護委員会で、史跡が市の指定としての価値を有しているのかどうかということを決めた上で、今回の調査成果を踏まえて市としてこのような方向性で保存とか活用を考えていますというような話を持っていくための機会になればと考えています。

委員長：保護委員会としては、遺跡、記念物としての価値は非常にあるという、そのような評価を受け止めていただいた後はどのように進めていくのでしょうか。

事務局：文化財の管理が個人の方ですと大変でありますので、極力配慮と方法を考えて進めたいと思います。他の指定文化財含めての話に広がりますが、文化財管理台帳を作成し、現時点文化財がどのような状況なのか記録を細かく残し、また、少なくとも1年に1回は所有者の方との交流をして、様々な課題の管理をしていけるようにと考えています。

委員：安城市は指定文化財管理調査として、指定文化財全件を3年に1回必ず現況確認の調査に入れるようなローテーションを組んで、文化財保護委員を何グループかに分けて見て回っていく事を行っており、所有者の方には、3年に1回の頻度で、それがいかに重要な存在であるかということ啓蒙している。また、文化財保護委員は自分の専門ではない部分でも文化財の状況を把握するなどの効果があります。これまで何が良いものか分からなかった所有者が調査に入ることにより、自分のところのものがすごいものではないかということになりますし、説明の中で他の関係者も加わり話をしていると所有者としての理解に変わり継承されていきます。そうしたことを最初に行えば、どうしようかなと考えた時に宅地にしようということ自体を思い込まなくなっていく。これは、事務局で回っても良いのですが、肩書のある文化財保護委員が何人かで回って、これはすごいと語るだけでも開発の行為をしたいという気持ちの抑止力になっていくと思いますので実施する方向でプランを考えていただくと良いのではないかと思います。

委員長：貴重なご意見をいただきましたが他によろしいでしょうか。それでは、文化財保護委員会としては非常に価値の高いものであるという評価をしますので、それを受け止めていただいて進めていただきたいと思います。以上で本日予

定されている議事は全て終了しました。委員の皆様でこの他何かございますか。(特になし)

### 3. 報告事項

- (1) 県天然記念物(植物)「知立の松並木」について  
(資料4に基づき報告)

### 4. その他

- (1) ミニ企画展「どうみた家忠！一家約家臣の日記にみる戦国の世」のお知らせ  
(資料5に基づき説明)

(午後3時40分閉会)